

住民基本台帳ネットワークシステム機器等の賃貸借仕様書

1 件名

住民基本台帳ネットワークシステム機器等の賃貸借

2 仕様明細

別紙1「住民基本台帳ネットワークシステム 仕様明細」による構成及び数量とする。

3 賃貸借対象金額

85,103,500円（消費税及び地方消費税を含まず）

4 契約期間

令和7年10月1日～令和12年9月30日

（5年間・60か月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 納入期限

令和7年9月30日

6 納入場所

別紙2「住民基本台帳ネットワークシステム機器設置場所一覧」のとおり

7 代金支払先

株式会社日立システムズ 関東甲信越支社

第一営業本部 第一営業部 部長 矢部理郁

東京都台東区東上野二丁目16番1号 上野イーストタワー 7階

TEL：03-3837-4802

8 返還費用等

本市は、契約期間満了時に物件を返還するか再リースするか選択できるものとする。また、再リース期間については、月単位で設定できるものとする。本入札落札者は契約期間満了の1月前に本市に物件返還の意思を確認するものとする。

期間満了後の物件の返還に関する費用は本入札落札者の負担とし、受け渡し場所は機器の納入場所とする。

また、借入期間中の固定資産税については本入札落札者の負担とする。

9 データ消去

物件返還の際に、データ消去作業を実施し、消去されたことを証明する報告書を市に提出

すること。なお、これらにかかる費用は本入札落札者の負担とする。

10 賃貸借支払方法

月末に請求し、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

11 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、1か月の機器の貸出料を記載すること。

入札金額に保守が含まれる場合（保守パック製品を除く）は代理回収し、代金支払い先に支払うこと。

12 特記事項

この入札は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであるため、契約日の属する年度の翌年度以降の歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。入札落札者は契約解除による損害賠償を請求できるものとするが、その額は協議により決定するものとする。

また、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、賃貸借代金に付すべき消費税等の額に変動が生じた場合は消費税額等を加減して支払うものとするが、税法上の経過措置等の対象となる場合には経過措置が優先して適用されるものとする。

本項の内容は契約書に記載するものとする。

13 その他注意事項

- （1）本事業で知り得た情報については、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- （2）本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議すること。

14 問い合わせ先

川越市市民部市民課住民記録担当

TEL：049-224-5744（直通）

049-224-8811（代表・内線2456）

FAX：049-224-5371

E-mail：shimin★city.kawagoe.lg.jp

※メールを送信する際は、★を@に置き換えること。